

障がい児通所支援指定申請の手引き

【障がい児通所支援】

- 児童発達支援
- 医療型児童発達支援
- 放課後等デイサービス
- 居宅訪問型児童発達支援
- 保育所等訪問支援

令和5年（2023年）4月

吹田市福祉部福祉指導監査室

（注意）

- ・本手引きは今後の制度改正や運用の変更等により、随時、内容の一部を修正する場合があります。
- ・本手引きの内容は、福祉指導監査室が所管している指定障がい児通所支援に関するものです。記載内容の解釈や運用の詳細については、指定担当者の指示に従ってください。

※障害者総合支援法に基づく「指定障がい福祉サービス事業所等の手続き」については、別にあります「障がい福祉サービス事業者等の指定・登録申請の手引き」をご覧ください。

【障がい児通所支援の種類と内容】

⇒ 第二種社会福祉事業 [社会福祉法第2条第3項第2号に規定]

| | 種 類 | 内 容 | 児童福祉法 |
|--------------------------------------|-------------------------------------|--|--|
| 障 が い 児 通 所 支 援 | 児童発達支援 ・児童発達支援センター ・センター以外のもの | 日常生活における基本的動作及び知識技能を習得し、集団生活に適應することができるよう、未就学の障がい児に対して適切かつ効果的な指導及び訓練を行う。 | センター 第7条第1項 センター以外 第6条の2の2 第2項 |
| | 医療型児童発達支援 | 上肢・下肢・体幹の機能の障がいがある児童を合わせ、日常生活における基本的動作及び知識技能を習得し、集団生活に適應することができるよう、理学療法等の機能訓練又は医療的管理下での指導及び訓練並びに治療を行う。 | 第6条の2の2 第3項 |
| | 放課後等デイサービス | 学校に通学中の障がい児に対して、放課後や夏休み等の長期休業中において生活能力向上のための訓練、社会との交流の促進、その他必要な支援を行う。 | 第6条の2の2 第4項 |
| | 居宅訪問型児童発達支援 | 重度の障がいの状態などの障がい児に対して、外出することが著しく困難な場合に、当該障がい児の居宅を訪問し、日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、生活能力の向上のために必要な訓練等を行う。 | 第6条の2の2 第5項 |
| | 保育所等訪問支援 | 保育所等に通う障がい児に対して、当該施設を訪問し、障がい児以外の児童との集団生活への適應のための専門的な支援を行う。 | 第6条の2の2 第6項 |

☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆ 目次 ☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆

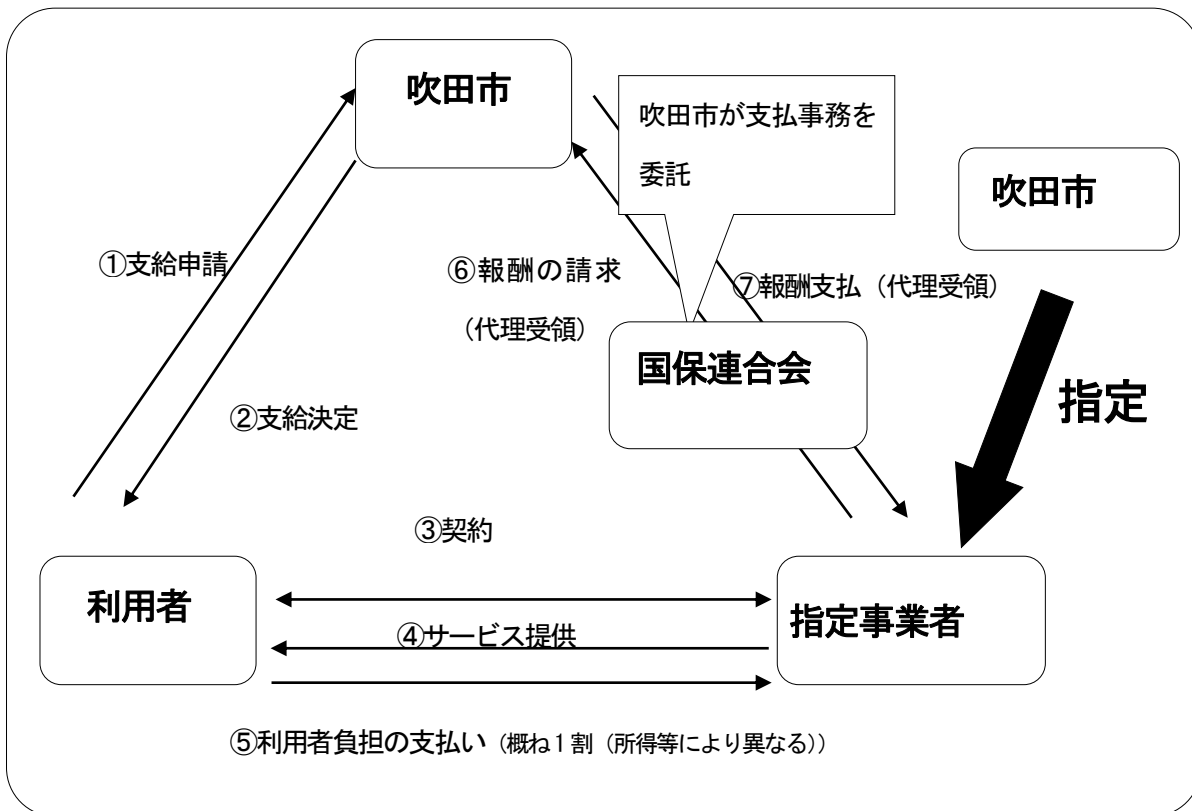
| | | |
|-----|-----------------------------------|----|
| | 【障がい児通所支援の種類と内容】 | 1 |
| I | はじめに | |
| | 1 障がい児通所支援の利用の仕組み | 3 |
| | 2 障がい児通所支援事業を行う者の指定の基準 | |
| | 3 他法令の遵守について | 4 |
| | 4 関係市町村等との事前調整 | |
| II | 指定申請について | |
| | 1 指定申請のスケジュール | 7 |
| | 2 事前協議について | |
| | 3 指定申請について | |
| III | 指定基準等について | |
| | 1 根拠法令等一覧 | 8 |
| | 2 障がい児通所支援の形態について（多機能型） | |
| | 3 障がい児通所支援の人員・設備基準等について | 10 |
| | (1) 共通の基準 | |
| | 1. 人員配置基準 | |
| | 2. 設備基準 | 12 |
| | 3. 最低定員 | 13 |
| | 【特例的な取り扱い】 | |
| | (2) 支援の種類ごとの個別基準 | |
| | ① 児童発達支援・放課後等デイサービス | 14 |
| | ② 児童発達支援センター | 15 |
| | ③ 共生型児童発達支援・共生型放課後等デイサービス | 16 |
| | ④ 医療型児童発達支援 | 17 |
| | ⑤ 居宅訪問型児童発達支援 | |
| | ⑥ 保育所等訪問支援 | 18 |
| IV | その他必要な手続き | |
| | 1 指定更新について | 19 |
| | 2 変更届・障がい児給付費算定届について | |
| | 3 休止・再開・廃止届について | |
| | 4 福祉・介護職員処遇改善（特別）加算に関連する届について | |
| | 5 障害福祉サービス等情報公表制度の施行について | 20 |
| | 6 自己評価結果等の公表について | |
| V | 児童発達支援管理責任者の要件について | 21 |
| | 児童発達支援管理責任者の要件に係る実務経験内容及び必要年数について | 22 |
| VI | 障がい児通所支援事業Q&A | |
| | ◎ 人員基準関係 | 24 |
| | ◎ 設備基準関係 | 26 |
| | ◎ 運営基準関係 | 27 |
| | ◎ 加算について | 28 |
| VII | 制度解説資料 | |
| | 1. 従業員の配置について | 29 |
| | 2. 人員配置基準（重症心身障がい児対象） | |
| | 3. 人員配置基準（主に重症心身障がい児以外） | |
| | 4. 営業時間が9時間の場合 | 32 |
| | 5. 人員配置に関係する加算 | |
| | 6. 最低基準を満たした上での常勤換算1名以上配置の計算方法 | 33 |
| | 7. 人員配置に関係する加算の対象について | 34 |
| | 8. 報酬区分について | 35 |

I はじめに

障がい児通所支援事業を提供する事業者は、児童福祉法第21条の5の15等の規定に基づき、事業所が所在する都道府県知事（指定都市、中核市においては当該市長）の指定を受ける必要があります。

※ 吹田市は、令和2年4月から中核市に移行し、大阪府から指定業務を引き継ぎました。

1 障がい児通所支援の利用の仕組み



2 障がい児通所支援事業を行う者の指定の基準

障がい児通所支援事業所として指定を受けるには、市の条例で定める基準を満たすことが必要です。サービス種類毎に、以下の3つの視点から指定基準等が定められています。また、指定後も指定基準等を満たしている必要があります。

- ★**人員基準** …… 従業員の知識・技能・人員配置等に関する基準
- ★**設備基準** …… 事業所に必要な設備等に関する基準
- ★**運営基準** …… サービス提供にあたって事業所が行わなければならない事項や留意すべき事項など事業を実施する上で求められる運営上の基準

※ 指定が受けられない場合

- ① 申請者が**法人**でないとき。
→ 法人格を持たない団体は、株式会社・NPO法人等の法人格を取得する必要があります。
- ② 事業所の従業員の知識及び技能並びに人員が条例で定める基準を満たしていないとき。（人員基準）

- ③ 申請者が、設備及び運営等に関する基準に従って適正な運営ができないと認められるとき。
→ 指定基準を満たす必要があります。(設備基準・運営基準)
- ④ 申請者が、指定を取り消されてから5年を経過しない者であるとき。等

3 他法令の遵守について

障がい児通所支援事業を行うために指定申請を行う場合、様々な関係法令があり、指定申請前に確認しておくべきことがあります。**各所管庁に事前に相談**のうえ改善を行ってください。

また、事業者は「公的サービス」を提供するものであり、公明正大な運営が求められます。当然のこととして各種の法令やルールを遵守しなければなりません。「知らなかった」では済まされないこともありますので、事業をスタートさせる前に十分に各種法令の確認を行い、理解する必要があります。

下記「4」の内容については事前の確認を必ず行ってください。

4 関係市町村等との事前調整

(1) 障がい児支援のニーズ等の確認

障がい児支援事業が必要量に達していないか等を吹田市の障がい児通所支援の支給決定等担当部署にご確認ください。

★総量規制

平成30年4月から、児童福祉法の改正により、児童発達支援及び放課後等デイサービスについては各市町村及び大阪府の障がい児福祉計画に定める必要量を勘案し指定することとなっています。

吹田市の場合、指定申請の前に吹田市児童部子育て政策室に、総量規制について確認していただくこととなります。

(2) 都市計画法に適合していることの確認

市街化調整区域等の用途地域において、障がい児通所支援事業を行うためには事前に関係許可を受けることが必要な場合がありますので、都市計画法の担当部署に事前にご確認ください。

(3) 建築基準法に適合していることの確認

事業所として使用する物件については、建築基準法上の要件を満たす必要があります。

延床面積が200㎡（令和元年6月25日施行）を超える場合は、「用途変更」が必要な場合がありますので、建築基準法の担当の部署に事前にご確認ください。

(4) 消防法に適合していることの確認

事業所として使用する建物が、消防法に適合しているかどうかを確認する必要があります。

なお、物件によっては、自動火災報知設備や誘導灯などの設置工事が必要となる場合がありますので、管轄の消防署に事前にご相談ください。

★ 指定申請書の提出に際しては、「防火対象物使用開始（変更）届出書」（写し）の添付が必要ですので、申請書提出までには消防署に届け出て、立入調査を終えておくなど調整をお願いします。
(上記の関係で指定が延期になるケースがあります。)

(5) **浸水想定区域と土砂災害警戒区域の確認**

水防法と土砂災害防止法が改正され、事業所がこの区域内である場合は、「避難確保計画の作成」と「避難訓練の実施」が義務付けられました。事前に吹田市のホームページ (<https://www.city.suita.osaka.jp/anzen/1017894/1017911/1004231.html>) 等で確認し、事業所所在地が区域に含まれているかご確認ください。

(6) **近隣住民等への説明**

事業所の開設に際して工事を行う場合などは、近隣住民に対して事前に説明を行ってください。
また、自動車での児童の送迎を予定されている場合なども、事前に説明していただくことがトラブルの防止につながります。

(7) **事業所の名称**

事業所名について、近隣(送迎地域も含める)に類似の事業所名がないか、下記ホームページのWAMNET (障がい福祉サービス等情報検索サイト) をご確認ください。
<https://www.wam.go.jp/sfkohyout/COP000100E0000.do>

(8) **駐車場の確保**

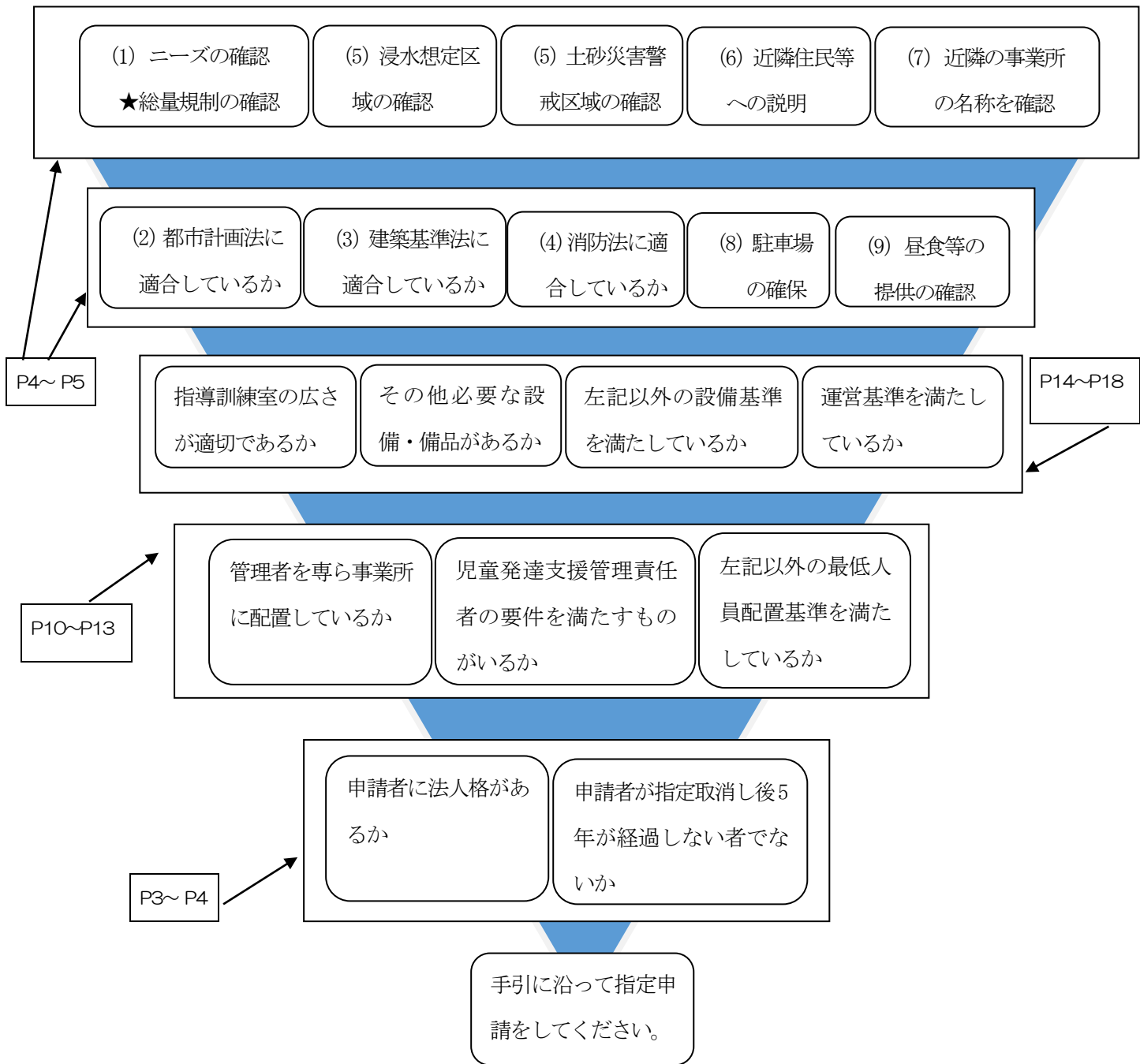
送迎サービスを提供する場合は、事業所の近隣に駐車場を確保してください。
路上駐車は近隣住民に迷惑をかけたたり、車の通行にも危険です。
※ 路上駐車は、「道路交通法」や「自動車の保管場所の確保等に関する法律」等の法令に抵触する恐れがあります。

(9) **事業所において、利用者に昼食等を提供する場合**

1日に20食以上の食事を提供する場合は、保健所において手続きが必要な場合がありますので、保健所にご確認ください。

★ なお、新規の指定時のみならず、事業開始後に事業所の所在地を変更する際にも、新たな建物について、同様の対応をお願いします。

指定までの流れ



Ⅱ 指定申請について

1 指定申請のスケジュール

指定の日（事業開始が可能となる日）は、原則、毎月1日とします。
新規指定等の申請には事前協議が必要です。（原則、郵送で受付。）

- 注1 申請者（法人）の定款の変更手続きや人員、設備要件、建築基準法・消防法上の要件等が、事業開始時点で確定していることが原則必要となります。
- 注2 建物の確保や人員基準等で事前協議より前に相談したい場合は、電話等で事前相談してください。

なお、共生型児童通所支援の指定をお考えの場合は、お電話等で事前にご相談くださいますよう、お願いいたします。

申請の流れ

具体的な事前協議・申請日程については、[吹田市のホームページ](#)で確認してください。

- (1) 事前協議（指定等の予定日の前々月10日まで）
 - (2) 事前協議確認の連絡後、本申請の申請書を提出（指定等の日の前月10日まで）
 - (3) 吹田市にて申請書類審査
 - (4) 吹田市にて現地確認
 - (5) 指定時研修（事業運営に係る留意事項の説明。）
 - (6) 指定
- ※ 指定がされた事業者については、吹田市において公告を行います。

2 事前協議について

- 指定を受ける場合は、人員、設備要件、建築基準法・消防法上の要件等を事前に確認する必要があるため、事前協議（原則郵送）を受ける必要があります。

事前協議の様式について

- 吹田市のホームページ「事前協議（障がい児通所支援事業）」のページからダウンロードしてください。
<https://www.city.suita.osaka.jp/kenko/1018719/1022381/1023319/1013875.html>

3 指定申請について

- 指定申請の際に必要な書類は、サービスの種類によって異なります。
- 申請様式は福祉指導監査室のホームページに掲載しています。
- ※ 国の制度改正等によっては、提出書類の内容や様式を変更する場合があります。
書類を作成する際は、適宜、当室のホームページを確認してください。

指定等の様式について

- 吹田市のホームページの「指定の申請（障がい児通所支援事業）」のページ等からダウンロードしてください。
<https://www.city.suita.osaka.jp/kenko/1018719/1022381/1023319/1013876.html>

Ⅲ 指定基準等について

指定を受けるには、市が定める条例に基づき、厚生労働省が定める指定基準、最低基準等を満たすことが必要です。この他、省令の委任を受けた告示や厚生労働省の通知についても、事業者として把握しておくことが必要です。厚生労働省や吹田市ホームページに掲載していますので、確認をお願いします。

1 根拠法令等一覧

| 条 例 | |
|--|---|
| 吹田市児童福祉法に基づく指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例 (令和元年吹田市条例第 36 号) | |
| 基 準 | 省 令 ・ 告 示 |
| 指定基準 | 児童福祉法に基づく指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準（平成 24 年厚生労働省令第 15 号） |
| 最低基準 | 児童福祉施設の設備及び運営に関する基準（昭和 23 年厚生省令第 63 号） |
| 報酬算定基準 | 児童福祉法に基づく指定通所支援及び基準該当通所支援に要する費用の額の算定に関する基準（平成 24 年厚生労働省告示第 122 号） |

2 障がい児通所支援の形態について（多機能型とは）

（1）多機能型事業所（複数の事業を一体的に行うもの）

【多機能型の形態】

① 「障がい児通所支援」と「障がい福祉サービス」との多機能型

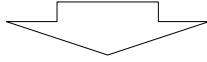
障がい児通所支援（児童発達支援、医療型児童発達支援、放課後等デイサービス、居宅訪問型児童発達支援、保育所等訪問支援）、**障がい福祉サービス**（生活介護、自立訓練（機能訓練、生活訓練）、就労移行支援、就労継続支援A型及びB型）の事業のうち、二つ以上の事業を一体的に行う場合

② 「障がい児通所支援」の多機能型事業所

障がい児通所支援（児童発達支援、医療型児童発達支援、放課後等デイサービス、居宅訪問型児童発達支援、保育所等訪問支援）の事業のうち、二つ以上の事業を一体的に行う場合

(2) 多機能型事業所のサービス提供単位

従業員の配置基準は、サービス提供単位ごとに利用する障がい児の数に基づき設定する。



(1) 対象事業

児童発達支援、放課後等デイサービス

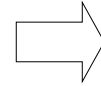
(2) サービス提供単位の考え方

—又は複数の障がい児に対して、同時に、一体的に提供される支援を一の単位とする。

(具体例)

ア 午前と午後とで別の障がい児に対してサービスを提供する場合

イ 同一事業所内で同時に2クラスの児童発達支援を提供する場合



2単位として
取り扱う

(3) 人員配置の考え方

複数単位を設置する場合は、それぞれの単位ごとに人員基準を満たす必要がある。

(4) 児童発達支援管理責任者に関する指定要件

支援の種類ごとに1名配置（常勤専従）

※ 多機能型事業所内の児童発達支援管理責任者同士の兼務は可能

(5) 障がい児通所給付費

原則、事業所全体の定員規模により算定する。

◆多機能型事業所の定員区分について

| 質 問 | 回 答 |
|--|---|
| 児童発達支援事業と放課後等デイサービスの多機能型の場合、報酬算定時の定員区分はどのように取り扱うのか。 | 多機能型事業所は、実施するサービスの利用定員の合計数を利用定員とし、その利用定員に相当する定員区分により報酬を算定する。定員区分の考え方は次のとおり。 |
| 例：児童発達支援（定員10人）・放課後等デイサービス（定員10人）の多機能型事業所（重症心身障がい児以外の場合） | <p>① 事業所全体の定員が20人の場合 （請求上の定員区分） 児童発達支援、放課後等デイサービスともに11人～20人</p> <p>② 事業所全体の定員が10人の場合 （請求上の定員区分） 児童発達支援、放課後等デイサービスともに10人以下</p> <p>③ 従業員の員数等に関する特例によらない多機能型事業所の場合 （請求上の定員区分） 児童発達支援、放課後等デイサービスともに10人以下 ※ 管理者を除く従業員をそれぞれ専従で配置、訓練室を専用で整備することが必要</p> |

3 障がい児通所支援の人員・設備基準等について

(1) 共通の基準

1. 人員配置基準

◎ 管理者（施設長）

| | |
|------|--|
| 責 務 | ①事業所の職員及び業務の管理その他の管理を一元的に行うこと。 ②事業所の職員に基準等を遵守させるため必要な指揮命令を行うこと。 |
| 従事要件 | 専ら当該事業所の職務に従事するものであること。 |

◎ 児童発達支援管理責任者

| | |
|-------|--|
| 配 置 数 | ・常勤1人以上 |
| 資格要件 | P21～23【児童発達支援管理責任者要件について】を参照。 P24～の「Q&A」も参考にしてください。 |
| 業 務 | ① 通所支援計画の作成に関すること。 ・ 障がい児について適切な方法によりアセスメントを行い、障がい児の発達を支援する上での適切な支援内容の検討を加え、通所支援計画の原案を作成。 ・ 通所支援計画の作成に係る会議を開催し、通所支援計画の原案に対する意見を聴取。 ・ 作成した通所支援計画を保護者に説明、交付。 ・ 通所支援計画の実施状況を把握し（モニタリング）、6月に1回以上見直しを実施。 ② 障がい児の心身の状況、その置かれている環境等を的確に把握し、障がい児又は保護者に対し、必要な助言その他の援助を行うこと。 ③ 他の従業者に対する技術指導及び助言を行うこと。 |

◎ 障がい福祉サービス経験者

令和3年4月1日以降の新規事業所指定から、「障がい福祉サービス経験者」は廃止され、人員数に算入することができなくなりました。

※令和3年3月31日までに指定を受けている事業所については、令和5年3月31日までの間、障がい福祉サービス経験者の人員数への算入を認める経過措置有り。

◎ 児童指導員

| 資格要件 | |
|---|--|
| 次のいずれかに該当する者 | |
| ① | 地方厚生局長等の指定する児童福祉施設の職員を養成する学校その他の養成施設を卒業した者 |
| ② | 社会福祉士の資格を有する者 |
| ③ | 精神保健福祉士の資格を有する者 |
| ④ | 学校教育法の規定による大学（短期大学を除く）の学部で、社会福祉学、心理学、教育学若しくは社会学を専修する学科又はこれらに相当する課程を修めて卒業した者（専門職大学の前期課程修了者は含まない） |
| ⑤ | 学校教育法の規定による大学（短期大学を除く）の学部で、社会福祉学、心理学、教育学又は社会学に関する科目の単位を優秀な成績で修得したことにより、同法第102条第2項の規定により大学院への入学を認められた者 |
| ⑥ | 学校教育法の規定による大学院において、社会福祉学、心理学、教育学若しくは社会学を専攻する研究科又はこれらに相当する課程を修めて卒業した者 |
| ⑦ | 外国の大学において、社会福祉学、心理学、教育学若しくは社会学を専修する学科又はこれらに相当する課程を修めて卒業した者 |
| ⑧ | 学校教育法の規定による高等学校若しくは中等教育学校を卒業した者、同法第90条第2項の規定により大学への入学を認められた者若しくは通常の課程による12年の学校教育を修了した者（通常の課程以外の課程によりこれに相当する学校教育を修了した者を含む。）又は文部科学大臣がこれと同等以上の資格を有すると認定した者であって、2年以上児童福祉事業（下記※）に従事したもの |
| ⑨ | 学校教育法の規定により、幼稚園、小学校、中学校、高等学校又は中等教育学校の教諭となる資格を有する者であって、都道府県知事が適当と認められたもの（養護教諭は含まない） |
| ⑩ | 3年以上児童福祉事業（下記※）に従事した者であって、都道府県知事が適当と認められたもの |
| <p>※ 児童福祉事業とは？</p> <ul style="list-style-type: none"> • 児童福祉法第7条第1項に規定する児童福祉施設 助産施設、乳児院、母子生活支援施設、保育所、幼保連携型認定こども園、児童厚生施設、児童養護施設、障害児入所施設、児童発達支援センター、児童心理治療施設（旧情緒障害児短期治療施設）、児童自立支援施設及び児童家庭支援センター • 同法第12条の児童相談所における事業 • 同法第6条の2の2に規定する事業 児童発達支援、医療型児童発達支援、放課後等デイサービス、居宅訪問型児童発達支援、保育所等訪問支援、及び障害児相談支援事業 • 同法第6条の3に規定する事業 児童自立生活援助事業、放課後児童健全育成事業、子育て短期支援事業、乳児家庭全戸訪問事業、養育支援訪問事業、地域子育て支援拠点事業、一時預かり事業、小規模住居型児童養育事業、家庭的保育事業、小規模保育事業、居宅訪問型保育事業、事業所内保育事業、病児保育事業及び子育て援助活動支援事業 | |

※実際に業務に従事した日数は、1年あたり180日以上とする。（業務内容は直接支援業務に限る。）

（例）実務経験2年・・・従事期間2年以上かつ、従事した実日数360日以上が必要

// 3年・・・従事期間3年以上かつ、従事した実日数540日以上が必要

◎ 機能訓練担当職員

| | |
|---|---|
| 業務 | 指定通所支援事業所において、日常生活を営むのに必要な機能訓練を行う。 ※ 特別支援加算を算定する際に配置が必須。 |
| 資 格 要 件 | |
| <p>【理学療法士、作業療法士、言語聴覚士及び心理指導担当職員】</p> <p>※ 主に重症心身障がい児を通わせる事業所で、機能訓練を行わない時間帯については、機能訓練担当職員を置かないことができます。</p> <p>【心理指導担当職員】</p> <p>次のいずれも満たす者</p> <p>① 学校教育法の規定による大学（短期大学を除く）の学部で、心理学を専修する学科若しくはこれに相当する課程を修めて卒業した者（専門職大学の前期課程修了者は含まない）</p> <p>② 個人及び集団心理療法の技術を有するもの又はこれと同等以上の能力を有すると認められる者</p> <p>※臨床心理士、公認心理士の資格を有する場合は、①及び②を満たす者とします。</p> | |

◎ 看護職員

| |
|------------------|
| 資 格 要 件 |
| 保健師、助産師、看護師、准看護師 |

※管理者以外の方については、資格証や実務経歴証明書などの資格要件が確認できる書類の提出が必要です。

【用語の定義】

「常勤」

当該事業所における勤務時間が、当該事業所において定められている常勤の従業者が勤務すべき時間数（1週間に勤務すべき時間数が32時間を下回る場合は32時間を基本とする。以下同じ。）に達していること。

同一の事業者によって当該事業所に併設される事業所（多機能型）の職務であって、当該事業所の職務と同時並行的に行われることが差し支えないと考えられるものについては、それぞれに係る勤務時間の合計が常勤の従業者が勤務すべき時間数に達していれば、常勤の要件を満たすものであることとする。

「常勤換算方法」

事業所の従業者の勤務延べ時間数を、当該事業所において常勤の従業者が勤務すべき時間数（1週間に勤務すべき時間数が32時間を下回る場合は32時間を基本とする。）で除することにより、当該事業所の従業者の員数を常勤の員数に換算することをいう。

「専ら従事する」「専ら提供に当たる」「専従」

原則として、サービス提供時間帯を通じて当該支援以外の職務に従事しないこと。この場合のサービス提供時間帯とは、当該従業者の当該事業所における勤務時間（サービス単位を設定する場合は、サービスの単位ごとの提供時間）をいうものであり、当該従業者の常勤・非常勤の別を問わない。

2. 設備基準

構造は、利用者の特性に応じて工夫され、かつ、日照、採光、換気等、障がい児の保健衛生及び防災に配慮されていること。

（サービス毎の設備基準についてはP14～P18の表中「設備基準」を参照してください。

3. 最低定員（通所支援事業者）

| 主たる対象 | 児童発達支援 | 医療型児童発達支援 | 放課後等デイサービス | 多機能型（障がい児のみ） | 多機能型（障がい福祉サービス含む） |
|------------|--------|-----------|------------|--------------|----------------------------|
| 重症心身障がい児以外 | 10人 | 10人 | 10人 | 全体で10人 | 全体で20人以上のとき 障がい児通所支援で5人 |
| 重症心身障がい児 | 5人 | 10人 | 5人 | 全体で5人 | 下記のとおり |

※ 居宅訪問型児童発達支援・保育所等訪問支援に定員はありません。

《主たる対象を重症心身障がい児とする通所支援の形態について》

重症心身障がい児者を主たる対象とする通所支援については、小規模な実施形態や児者一貫した支援が適切であることから、特例的な取扱いが整備されている。（下記参照）

【特例的な取扱い】

「障がい児通所支援」と「障がい福祉サービス」を一体的に実施することが可能

児童発達支援
放課後等デイサービス等

→

障がい福祉サービス

① 定員は、児・者で区分しない
 ② 児童指導員・保育士を生活支援員に読み替えて適用するなどにより、職員・設備について兼務・共用を可とする
 ③ 「主として重症心身障がい児を対象とする障がい児通所支援」と「障がい福祉サービス」との多機能の場合、最低定員5人以上
 ④ 「主として重症心身障がい者を対象とする生活介護」との多機能の場合、全ての事業を通じて最低定員5人以上

児者一貫した支援の確保

◆ 人員配置に関する特例

- ① 児童発達支援管理責任者とサービス管理責任者の兼務が可能
- ② 児童指導員又は保育士と生活支援員の兼務が可能

| 項目 | 児童発達支援 | 放課後等デイサービス | 生活介護 |
|-----|--|------------|--|
| 管理者 | 1名 | | |
| 嘱託医 | 1名 | | |
| 従業者 | 児童指導員又は保育士 1名以上 看護職員 1名以上 機能訓練担当職員 1名以上 〔常勤要件は課されていないが、営業時間を通じて専従であることが必要〕 *機能訓練担当職員は、機能訓練を行う時間帯のみの配置でも可 | | 生活支援員 看護職員 理学療法士又は作業療法士（実施する場合） 〔上記職員の総数は、障がい支援区分ごとに規定〕 |
| | 児童発達支援管理責任者 1名 | | サービス管理責任者 1名 |

◆ 設備に関する特例 ⇒ 指導訓練室の他、必要な設備を兼用とすることが可能

(2) 支援の種類ごとの個別基準

① 児童発達支援（センターを除く）・放課後等デイサービス

日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適応訓練、その他必要な支援を行う。

《対象》

【児童発達支援】療育の観点から集団療育及び個別療育を行う必要があると認められる未就学の障がい児

【放課後等デイサービス】学校教育法第1条に規定している学校(幼稚園及び大学を除く。)に就学しており、授業の終了後又は休業日に支援が必要と認められた障がい児

【人員・設備基準】

| | | ① 主として重症心身障がい児以外を 通わせる場合 | | ② 主として重症心身障がい児を 通わせる場合 | | | |
|------------------|--|------------------------------|--|---------------------------|---------------------------|--|--------|
| | | 児童発達 支援管理 責任者 | 1人以上 (1人以上は専任かつ常勤) | 児童発達 支援管理 責任者 | 1人以上 | 児童発達 支援管理 責任者 | 1人以上 |
| 人 員 基 準 | 従 業 員 | 児童指導員 又は 保育士 ※1 | 営業時間を通じて ★ 1人以上は常勤 ★ 下記の障がい児の数に応じて、 それぞれに定める数以上 ・障がい児の数が10人まで <u>2人以上</u> ・10人を超えるもの <u>2人に加えて、障がい児の数が10 を超えて5、又はその端数を増すこ とに、1を加えて得た数以上</u> ★上記のうち半数以上は 児童指導員又は保育士が必要 ※機能訓練担当職員、看護職員を営業時間 を通じて、専従で配置している場合は、児 童指導員又は保育士の合計数に含めるこ とが可能 | 嘱託医 | 1人以上 | 看護職員 | 1人以上 ※ |
| | | 看護職員 | 医療的ケアを行う場合 | 児童指導員 又は 保育士 | 1人以上 ※ | ※「看護職員」及び「児童指導員又は 保育士」については、営業時間帯を 通じてそれぞれ1人以上の配置が必要 (P34 参照) | |
| | | 機能訓練 担当職員 | 機能訓練を行う場合 (必要に応じて配置) | 機能訓練 担当職員 | 1人以上 ※機能訓練を行う 時間帯のみ | | |
| | | 管理者 | 原則として専ら当該事業所の管理業務に従事するもの (支障がない場合は、児童発達管理責任者との兼務可) | | | | |
| 設備 基準 | <ul style="list-style-type: none"> ・指導訓練室（訓練に必要な機械器具等を備えること） ※ 児童発達支援センターを目安に概ね1人当たり、2.47㎡以上の確保をお願いします。厚生労働省作 成の「放課後等デイサービスガイドライン」（P8）の中で同様の考えが示されております。 ・その他に必要な設備及び備品等（相談室、事務室、静養室、手洗い設備、トイレ） ・専ら当該指定児童発達支援及び指定放課後等デイサービスの事業の用に供すること。 (支援に支障がない場合は共用可) | | | | | | |

※1 障がい福祉サービス経験者の配置数への算入は令和3年4月1日新規事業者指定から廃止

② 児童発達支援センター

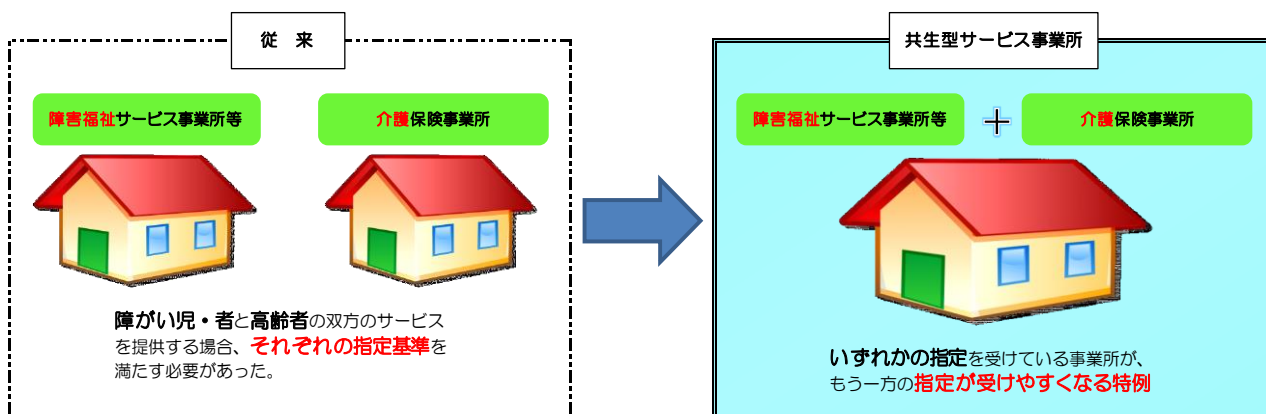
【人員・設備基準】

| | | | | | | |
|------|--------------------------|--|---|--|-----------------------------|-------------------------|
| 人員基準 | ※ 従業者 | 嘱託医 | 1人以上 | | | |
| | | 児童指導員及び保育士 | <ul style="list-style-type: none"> • 単位ごとに総数がおおむね障がい児の数を4で除して得た数以上 • 児童指導員 1人以上 • 保育士 1人以上 | | 機能訓練担当職員の数に総数に含めることができる | |
| | | 栄養士 | 1人以上 | | 障がい児の数が40人以下の場合には置かないことができる | |
| | | 調理員 | 1人以上 | | 調理業務の全部を委託する場合は置かないことができる | |
| | | 児童発達支援管理責任者 | 1人以上 | | | |
| | | 機能訓練担当職員 | 機能訓練を行う場合 (必要に応じて配置) | | 児童指導員及び保育士の総数に含めることができる | |
| | | 主として難聴児を 通わせる場合 | 言語聴覚士 | 指定児童発達支援の単位ごとに4人以上 | | 児童指導員及び保育士の総数に含めることができる |
| | | | 機能訓練担当職員 | 機能訓練を行う場合 (必要に応じて配置) | | |
| | 主として重症心身障がい児を 通わせる場合 | 看護職員 | 1人以上 | | 児童指導員及び保育士の総数に含めることができる | |
| | | 機能訓練担当職員 | 1人以上 | | | |
| 管理者 | 原則として専ら当該事業所の管理業務に従事するもの | | | | | |
| 設備基準 | 指導訓練室 | <ul style="list-style-type: none"> • 定員 おおむね 10 人 • 障がい児1人当たりの床面積 2.47㎡以上 ※ 主として難聴児又は重症心身障がい児を通わせる場合は除く | | | | |
| | 遊戯室 | <ul style="list-style-type: none"> • 障がい児1人当たりの床面積 1.65㎡以上 ※ 主として難聴児又は重症心身障がい児を通わせる場合は除く | | 主として重症心身障がい児を通わせる場合は設けられないことができる (支援に支障がない場合) | | |
| | 屋外遊戯場 | 事業所付近にある屋外遊戯場に代わるべき場所を含む | | | | |
| | 医務室 相談室 | 必要な設備です | | | | |
| | 調理室 トイレ | 必要な設備です | | | | |
| | 静養室 | 主として知的障がいのある児童を通わせる場合 | | | | |
| | 聴力検査室 | 主として難聴児を通わせる場合 | | | | |
| | その他 | <ul style="list-style-type: none"> • 指定児童発達支援の提供に必要な設備及び備品等 • 専ら当該指定児童発達支援の事業の用に供すること (支援に支障がない場合は他の社会福祉施設との兼用可) | | | | |

※ 従業者（嘱託医を除く）は、専ら事業所の職務に従事する者（もしくは単位ごとに専従）であること
 （支援に支障がない場合は、栄養士、調理員は併設する他の社会福祉施設の職務に従事することが可能）

③ 共生型児童発達支援・共生型放課後等デイサービス（平成 30 年 4 月 1 日施行）

- 【支援の概要】
- ・障害者総合支援法に基づく障害福祉サービスの指定を受けている事業所において、児童発達支援及び放課後等デイサービスを行う。
 - ・介護保険法に基づく居宅サービス及び地域密着型サービス並びに介護予防サービス及び地域密着型介護予防サービスの指定を受けている事業所において、児童発達支援及び放課後等デイサービスを行う。



共生型サービス概要一覧

| 共生型サービスの種別 | 共生型の指定が受けられる既存の事業所 | |
|--------------------------------|--|----------------------|
| | 介護保険事業種別 | 障がい福祉サービス事業等種別 |
| 共生型居宅介護 共生型重度訪問介護 | 訪問介護 | - |
| 共生型生活介護 | 通所介護 | 児童発達支援 放課後等デイサービス |
| 共生型自立訓練(機能訓練) 共生型自立訓練(生活訓練) | 地域密着型通所介護 (介護予防)小規模多機能型居宅介護(通い) | - |
| 共生型児童発達支援 共生型放課後等デイサービス | 看護小規模多機能型居宅介護(通い) | 生活介護 |
| 共生型短期入所 | (介護予防)短期入所生活介護 (介護予防)小規模多機能型居宅介護(宿泊) 看護小規模多機能型居宅介護(宿泊) | - |

- ・指定通所事業者等が、共生型障害児通所支援を行う場合、「児童発達支援」又は「放課後等デイサービス」として、事業所の指定申請に基づき指定します。
- ・共生型サービスは、障害児、障害者及び要介護者に同じ場所で同時に提供することが想定されているため、サービスを時間によって障害児、障害者及び要介護者に分けて提供する場合は、各制度の共生型の特例によらず、各サービスの指定基準を満たす必要があります。
- ・障害児入所施設やその他関係施設から、障害児の支援を行う上で、必要な技術的支援を受けている必要があります。

④ 医療型児童発達支援

【支援の概要】 ⇒ 児童発達支援及び治療を行う。

対象 = 肢体不自由（上肢、下肢又は体幹の機能障がい）があり、理学療法等の機能訓練又は医療的管理下での支援が必要であると認められた障がい児

【人員・設備基準】

| | | | |
|------|-----------------------------|---------------|---|
| 人員基準 | ※ 従業者 | 診療所に必要とされる従業者 | 医療法に規定する必要数 |
| | | 児童指導員 | 1人以上 |
| | | 保育士 | 1人以上 |
| | | 看護職員 | 1人以上 |
| | | 理学療法士又は作業療法士 | 1人以上 |
| | | 児童発達支援管理責任者 | 1人以上 |
| | | 機能訓練担当職員 | 言語訓練等を行う場合（必要に応じて配置） |
| 管理者 | 原則として専ら当該事業所の管理業務に従事するもの | | |
| 設備基準 | 医療法に規定する診療所に必要とされる設備（★） | | 専ら当該指定医療型児童発達支援の事業の用に供すること （支援に支障がない場合は★を除き他の社会福祉施設との兼用可） ※階段の傾斜は緩やかにする |
| | 指導訓練室 | | |
| | 屋外訓練場 | | |
| | 相談室 | | |
| | 調理室 | | |
| | 浴室及び便所には手すり等身体の機能の不自由を助ける設備 | | |

※ 従業者は、専ら事業所の職務に従事する者であること（支援に支障がない場合は、障がい児の保護に直接従事する従業員を除き、併設する他の社会福祉施設の職務に従事することが可能）

⑤ 居宅訪問型児童発達支援

【支援の概要】 ⇒ 重度の障がいの状態その他これに準ずるものとして厚生労働省令で定める状態にある障がい児に対して、居宅を訪問し、日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、生活能力の向上のために必要な訓練その他必要な支援を行う。

対象 = 児童発達支援（医療型）又は放課後等デイサービスを受けるために外出することが著しく困難な障がい児

【人員・設備基準】

| | | | | |
|------|-------|---|--|--|
| 人員基準 | 従業者 | 訪問支援員 | 事業規模に応じて訪問支援を行うために必要な数 理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、看護職員又は保育士の資格の取得後、または児童指導員もしくは心理指導担当職員として配置された日以後、障がい児について、3年以上直接支援業務に従事した者 | |
| | | 児童発達支援管理責任者 | 1人以上（専ら当該事業所の職務に従事する者を1人以上） | |
| | 管理者 | 原則として専ら当該事業所の管理業務に従事するもの （支障がない場合は児童発達支援管理責任者との兼務可） | | |
| 設備基準 | 専用の区画 | 専用の事務室 | 専用の事務室が望ましいが、間仕切りする等明確に区分される場合は、他の事業と同一の事務室であっても差し支えない | |
| | | 受付、相談等のスペース | 利用申込の受付、相談等に対応するのに適切なスペースを確保 | |
| | その他 | <ul style="list-style-type: none"> 指定居宅訪問型児童発達支援の提供に必要な設備及び備品 手指を洗浄するための設備等、感染症予防に必要な設備等に配慮 専ら当該居宅訪問型児童発達支援の事業の用に供すること（支援に支障がない場合は共用可） | | |

※直接支援業務・・・入浴、排せつ、食事その他の介護を行い、及び当該障がい児の介護を行う者に対して介護に関する指導を行う業務又は日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、生活能力の向上のために必要な訓練その他の支援（以下、「訓練等」という。）を行い、及び当該障がい児の訓練等を行う者に対して訓練等に関する指導を行う業務その他職業訓練又は職業教育に係る業務

⑥ 保育所等訪問支援

【支援の概要】 ⇒ 保育所等を訪問し、障がい児に対して、障がい児以外の児童との集団生活への適応のための専門的な支援その他必要な支援を行う。

対象 = 保育所、幼稚園、小学校、特別支援学校、認定こども園その他児童が集団生活を営む施設（放課後児童クラブ、乳児院、児童養護施設）に通う障がい児であって、当該施設を訪問し、専門的な支援が必要と認められた障がい児

【人員・設備基準】

| | | | |
|------|-------|---|---|
| 人員基準 | 従業者 | 訪問支援員 | 訪問支援を行うために必要な数 ※ 障がい児支援に関する知識及び相当の経験を有する児童指導員、保育士、理学療法士、作業療法士又は心理担当職員等で、集団生活への適応のため専門的な支援の技術を持つ者 |
| | | 児童発達支援管理責任者 | 1人以上（専ら当該事業所の職務に従事する者を1人以上） |
| | 管理者 | 原則として専ら当該事業所の管理業務に従事するもの（支障がない場合は児童発達支援管理責任者との兼務可） | |
| 設備基準 | 専用の区画 | 専用の事務室 | 専用の事務室が望ましいが、間仕切りする等明確に区分される場合は、他の事業と同一の事務室であっても差し支えない |
| | | 受付、相談等のスペース | 利用申込の受付、相談等に対応するのに適切なスペースを確保 |
| | その他 | <ul style="list-style-type: none"> 指定保育所等訪問支援の提供に必要な設備及び備品 手指を洗浄するための設備等、感染症予防に必要な設備等に配慮 専ら当該指定保育所等訪問支援の事業の用に供すること（支援に支障がない場合は共用可） | |

Ⅳ その他必要な手続き

1 指定更新について

指定の有効期間は、指定の日から**6年間**です。有効期間を経過した場合、指定の効力は失われます。事業を継続する場合は、必ず指定更新の手続きが必要です。

指定の有効期限が満了となる月の前月末までに、更新申請書他、必要書類を郵送で提出してください。指定更新に伴い、管理者、児童発達支援管理責任者及び運営規程等に変更が生じる場合は、変更届も同時に提出してください。

2 変更届・障がい児給付費算定届について

指定事業者は、厚生労働省令で定めた事項に変更があった場合等は、届出を提出する必要があります。給付費を算定するにあたっては、加算の種類によって必要書類が異なります。

| 変更事項 | | 事前協議 | 提出期限 | 提出方法 |
|----------------|----|------|---|------|
| 事業所の所在地を変更（移転） | | 必要 | 事前協議を経たうえで、 前月 15 日までに届出 | 郵送 |
| 設備概要・建物の構造の変更 | | | | |
| 単位数の追加（児発・放デイ） | | | | |
| 主たる対象者の変更 | | 不要 | 変更日から 10 日以内 | 郵送 |
| 加算に関する変更 ※ | 増額 | 不要 | 算定しようとする月の前月 15 日までに 届出 ⇒ 翌月 1 日から算定 | 郵送 |
| | 減額 | 不要 | 変更後速やかに届出 | 郵送 |
| 上記以外の変更事項 | | 不要 | 変更日から 10 日以内 | 郵送 |

3 休止・再開・廃止届について

| 届出の種類 | 届出が必要な場合 | 提出期限 |
|-------|--|-------------------|
| 休止届 | 職員の急な退職等によって、一時的に事業者としての要件を満たさなくなった場合で、かつ事業継続の意思を有する場合 ※休止期間は最大 6 か月です。 | 休止する日の 1 か月前まで |
| 再開届 | 上記の休止届出書を提出した事業者が、事業を再開する場合 | 事業再開後 10 日以内 |
| 廃止届 | 事業を廃止する場合 | 廃止する日の 1 か月前まで |

4 福祉・介護職員処遇改善（特別）加算に関連する届について

福祉・介護職員処遇改善（特別）加算に関連する変更が生じた場合は、すみやかに届出（変更届＜様式第3号＞を添えて）を提出する必要があります。

【新規】・・・事前予約の上、来庁による受付。（提出期限は、算定を開始する2ヶ月前の末日まで）

【変更（増額）】・・・前月 15 日まで（郵送）

※【継続】・・・毎年2月末までに「翌年度の計画書」を郵送。

※【実績報告】・・・毎年7月末までに「前年度の実績報告書」を郵送。

※ 期日までに提出がない場合、加算の継続ができなかったり、もしくは「前年度分の加算の返還」となる可能性がありますので、ご注意ください。

5 障害福祉サービス等情報公表制度の施行について

利用者がニーズに応じて良質なサービスを選択できるようにするため、平成30年4月1日から基準該当サービスを除く**全てのサービス**において情報公表制度が始まりました。

《指定後、「WAM NET」からメールが届き次第、速やかに情報公表システムへ入力してください。》

6 自己評価結果等の公表について

「児童発達支援」及び「放課後等デイサービス」の事業所は、サービスの質の向上を図るために、厚生労働省の「ガイドライン」に沿った評価項目について、自己評価及び利用者の保護者からの評価を受けて、その評価及び改善内容を、概ね1年に1回以上公表することが義務付けられました。

《指定後1年以内に、自己評価・保護者評価の実施・公表及び吹田市への届出を行ってください。》

V 児童発達支援管理責任者の要件について

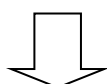
児童発達支援管理責任者は、①実務経験要件と、②③研修修了要件の両方を満たすことが必要です。
※すべての要件を、児童発達支援管理責任者に就任する時点で、満たしている必要があります。
※やむを得ない理由により児童発達支援管理責任者が欠けた場合のみ経過措置の対象となります。

| | |
|---|---|
| <p>① 実務経験</p> <p>P22～23の「児童発達支援管理責任者の要件に係る実務経験内容及び必要年数について」を参照。</p> | <p>★実務経験が必要です！</p> <p>障がいのある者又は児童に対する直接・相談支援などの業務に関して5年～8年の実務経験が必要です。（※P22～23を参照）</p> |
|---|---|

+

| | |
|---|--|
| <p>② 相談支援従事者初任者研修 (講義部分)の修了 ※1、※2</p> | <p>留意事項</p> <p>③の研修について令和4年4月以降に研修受講する方は、</p> <p>ア 児童発達支援管理責任者基礎研修</p> <p>イ 児童発達支援管理責任者実践研修</p> <p>の両方の研修が修了済である必要があります。</p> <p>また、5年以内に更新研修の受講も必要になります。</p> |
| <p>③ 実施事業に係る分野の児童発達支援管理責任者研修の修了</p> | |

+



| |
|--|
| <p>①②③の要件を全て満たせば、 児童発達支援管理責任者として配置可能</p> |
|--|

- ※1 相談支援従事者初任者研修（講義部分）とは、同研修のカリキュラム（講義20.5時間、演習11時間のうちの講義（1～2日目11.5時間）部分をいう。
- ※2 平成17年度までの「障がい者ケアマネジメント研修」の修了者については、平成24年3月までに相談支援従事者初任者研修（講義部分）のうち、「障害者自立支援法の概要及び相談支援事業従事者の役割に関する講義」（1日目6.5時間）のみ修了すれば可。

根拠：障害児通所支援又は障害児入所支援の提供の管理を行う者として厚生労働大臣が定めるもの
(平成24年厚生労働省告示第230号)

【留意事項】

実務経験要件については、指定申請時又は児童発達支援管理責任者の変更時には、実務経歴証明書（参考様式F）により証明してください。

※ 指定申請時又は児童発達支援管理責任者の変更時に、実務経験年数を満たしていない場合は、児童発達支援管理責任者として配置することができませんので、ご留意願います。

児童発達支援管理責任者の要件に係る実務経験内容及び必要年数について

以下の①～③のいずれかを満たしていること。

- ① **イ**及び**ロ**の期間が通算して5年以上、かつ、**ハ**の期間を除外した期間が3年以上であること
- ② **ニ**の期間が通算して8年以上、かつ、**ホ**の期間を除外した期間が3年以上であること
- ③ **イ**、**ロ**、**ニ**を通算した期間から、**ハ**、**ホ**を除外した期間が3年以上かつ、**ヘ**の期間が通算して5年以上であること

| | | |
|-----|--|---|
| イ | 次の(1)から(6)に掲げる者が、 相談支援の業務 (身体上もしくは精神上の障がいがあること又は環境上の理由により日常生活を営むのに支障がある者又は児童の日常生活の自立に関する相談に応じ、助言、指導その他の支援を行う業務)に従事した期間 | ロ と通算して5年以上かつ ハ の期間を除外して3年以上 |
| (1) | 地域生活支援事業、障がい児相談支援事業、身体障がい者相談支援事業、知的障がい者相談支援事業の従事者、その他これらに準ずる施設・事業・機関の従業者又は準ずる者 | |
| (2) | 児童相談所、 <u>児童家庭支援センター</u> 、身体障がい者更生相談所、精神障がい者社会復帰施設、知的障がい者更生相談所、福祉事務所、発達障がい者支援センターの従業者、その他これらに準ずる施設・事業・機関の従業者又は準ずる者 | |
| (3) | 障がい児入所施設、乳児院、 <u>児童養護施設</u> 、 <u>児童心理治療施設</u> 、 <u>児童自立支援施設</u> 、障害者支援施設、老人福祉施設、精神保健福祉センター、救護施設、更生施設、介護老人保健施設、地域包括支援センターの従業者、その他これらに準ずる施設・事業・機関の従業者又は準ずる者 | |
| (4) | 障がい者職業センター、障がい者就業・生活支援センターの従業者、その他これらに準ずる施設・事業・機関の従業者又は準ずる者 | |
| (5) | <u>学校教育法第1条に規定する学校(大学を除く)</u> の従業者、その他これらに準ずる施設・事業・機関の従業者又は準ずる者 | |
| (6) | 病院、診療所の従業者(社会福祉主事任用資格者、訪問介護員2級以上に相当する研修修了者、 ロ の有資格者、 イ (1)から(5)までの従事期間が1年以上に限る。)、その他これらに準ずる施設・事業・機関の従業者又は準ずる者 | |
| ロ | 次の(1)から(5)に掲げる者であって、社会福祉主事任用資格者、訪問介護員2級以上に相当する研修修了者、保育士、児童指導員任用資格者、又は精神障がい者社会復帰指導員(以下「社会福祉主事任用資格者等」という。)が、 直接支援の業務 (身体上又は精神上の障がいがあることにより日常生活を営むのに支障がある者又は児童につき、入浴、排せつ、食事その他の介護を行い、並びにその者及びその介護者に対して、介護に関する指導を行う業務、又は日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、生活能力の向上のために必要な訓練やその他の支援並びにその訓練等を行う者に対して、訓練等に関する指導を行う業務その他の職業訓練や職業教育等の業務)に従事した期間 | イ と通算して5年以下かつ ハ の期間を除外して3年以上 |
| (1) | 障がい児入所施設、助産施設、乳児院、 <u>母子生活支援施設</u> 、 <u>保育所</u> 、 <u>幼保連携型認定こども園</u> 、 <u>児童厚生施設</u> 、 <u>児童家庭支援センター</u> 、 <u>児童養護施設</u> 、 <u>児童心理治療施設</u> 、 <u>児童自立支援施設</u> 、障害者支援施設、老人福祉施設、介護老人保健施設、病院又は診療所の療養病床に係るもの(以下「療養病床関係病室」という。)の従業者、その他これらに準ずる施設・事業・機関の従業者又は準ずる者 | |
| (2) | 障がい児通所支援事業、 <u>児童自立生活援助事業</u> 、 <u>放課後児童健全育成事業</u> 、 <u>子育て短期支援事業</u> 、 <u>乳児家庭全戸訪問事業</u> 、 <u>養育支援訪問事業</u> 、 <u>地域子育て支援拠点事業</u> 、 <u>一時預かり事業</u> 、 <u>小規模住居型児童養育事業</u> 、 <u>家庭的保育事業</u> 、 <u>小規模保育事業</u> 、 <u>居宅訪問型保育事業</u> 、 <u>事業所内保育事業</u> 、 <u>病児保育事業</u> 、 <u>子育て援助活動支援事業</u> 、障がい福祉サービス事業、老人福祉法第5条の2第2項に規定する老人居宅介護等事業(以下「老人居宅介護等事業」という。)の従事者、その他これらに準ずる施設・事業・機関の従業者又は準ずる者 | |
| (3) | 病院、診療所、薬局、訪問看護事業所の従業者、その他これらに準ずる施設・事業・機関の従業者又は準ずる者 | |
| (4) | 特例子会社、重度障がい者多数雇用事業所施設設置等助成金受給事業所の従業者、その他これらに準ずる施設・事業・機関の従業者又は準ずる者 | |
| (5) | <u>学校教育法第1条に規定する学校(大学を除く)</u> の従業者、その他これらに準ずる施設・事業・機関の従業者又は準ずる者 | |

| | | |
|--------|---|--|
| ハ | <p>以下①、②の期間を合算した期間</p> <p>① <u>老人福祉施設、救護施設、更生施設、介護老人保健施設、地域包括支援センター（その他これらに準ずる施設）の従業者（これらに準ずる者）が、相談支援の業務（その他これらに準ずる業務）に従事した期間</u></p> <p>② <u>老人福祉施設、介護老人保健施設、療養病床関係病室（その他これらに準ずる施設）の従業者、老人居宅介護等事業（その他これらに準ずる事業）の従業者、特例子会社、重度障がい者多数雇用事業所施設設置等助成金受給事業所（その他これらに準ずる施設）の従業者であって、社会福祉主事任用資格者等である者が直接支援の業務に従事した期間</u></p> | |
| — — | <p>□の（１）から（５）に掲げる者であって、社会福祉主事任用資格者等でない者が、<u>直接支援の業務</u>に従事した期間</p> | <p>通算8年以上 ハの期間を除外 して5年以上</p> |
| ホ | <p><u>老人福祉施設、介護老人保健施設、療養病床関係病室（その他これらに準ずる施設）の従業者、老人居宅介護等事業（その他これらに準ずる事業）の従業者、特例子会社、重度障がい者多数雇用事業所施設設置等助成金受給事業所（その他これらに準ずる施設）の従業者であって、社会福祉主事任用資格者等でない者が直接支援の業務に従事した期間</u></p> | |
| ハ | <p>次の資格に基づき「当該資格に係る業務」に従事した期間</p> <p>医師、歯科医師、薬剤師、保健師、助産師、看護師、准看護師、理学療法士、作業療法士、社会福祉士、介護福祉士、視覚訓練士、義肢装具士、歯科衛生士、言語聴覚士、あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師、柔道整復師、管理栄養士、栄養士、精神保健福祉士</p> | <p>通算して5年以上 以上かつ、ハの期間を 除外して3年 イ・ロ・ニの通算から</p> |

※下線部は平成29年4月改正部分

※実務経験を証明する際の従事期間と日数について、ご注意ください。

1年以上の実務経験とは、業務に従事した期間が1年以上であり、かつ、実際に業務に従事した日数が1年あたり180日以上あることを言うものとする。

例えば5年以上の実務経験であれば、実務に従事した期間が5年以上であり、かつ実際に業務に従事した日数が900日以上であるものを言う。

なお、産休・育休期間については、従事期間には算定できるが、勤務日数としてはカウントできない。

(例) 実務経験証明書のうち、

・「業務に従事した期間」⇒ 平成25年4月1日～平成30年6月30日（5年3ヶ月）

・「従事日数」⇒ 750日

のような場合、従事期間は要件を満たしていても、従事日数が足りないため、児童発達支援管理責任者の実務経験要件を満たしたことはありません。

VI 障がい児通所支援事業 Q&A

◎ 人員基準関係

【児童発達支援管理責任者の要件について】

Q1 やむを得ない事由により児童発達支援管理責任者が欠け、実務経験はあるが研修未修了である者を児童発達支援管理責任者とみなす変更届を提出する場合、児童発達支援管理責任者の欠如とならない猶予期間が1年間あるが、やむを得ない事由とは具体的にどのようなものか。

A やむを得ない事由は、下記のとおりです。

- ① 児童発達支援責任者が急死、事故、病気等により勤務不可となった場合。
- ② 児童発達支援管理責任者が自己都合等で退職した場合
- ③ 災害等により研修が中止になったり、申し込みが外れて期間内に受講できなかった場合

法人内での人事異動や、定年退職等、予見できるものは、該当しませんのでご注意ください。

※やむを得ない理由によるものか確認するため「理由書」を求める場合があります。

Q2 普通学校や幼稚園における実務経験も含まれるか。

A 平成29年4月1日の改正で、実務経験として算入できるようになりました。

Q3 医師、看護職員としての経験年数は、実務経験に含まれるか。

A 医師、看護職員については、病院や訪問看護ステーション等において障害児者及び児童を直接支援した場合にあっては、その経験年数が実務経験に算入できます。

Q4 児童発達支援管理責任者として勤務してきた年数も実務経験に含まれるか。

A 平成29年4月1日の改正で、実務経験として算入できるようになりました。

Q5 社会福祉主事任用資格者等は、直接支援業務の実務経験が5年以上となっているが、社会福祉主事任用資格等の資格取得以前の期間も含めて5年以上の実務経験があればよいのか。

A そのとおり。
社会福祉主事任用資格等を取得してから、改めて5年間の実務経験が必要ということではありません。

Q6 国家資格等を有している者は、当該資格に係る業務に従事した期間が通算5年以上、かつ相談支援業務又は直接支援業務の実務経験が3年以上となっているが、この場合の相談支援業務又は直接支援業務の実務経験は、資格を取得した後の実務経験のみカウントされるのか。

A 相談支援業務又は直接支援業務の実務経験は、資格を取得する前の相談支援業務又は直接支援業務の従事期間もカウントできます。

Q7 指定申請時に提出する実務経験の証明は誰がどのように行うのか。

A 証明する業務に従事していた時の法人の、現在の代表者が業務内容や勤務日数を証明します。(証明印は代表者の公印。私印は不可。)

Q8 幼稚園教諭の資格取得後、5年以上の実務経験があればよいのか。

A そのとおり。

平成31年4月1日の改正により、幼稚園教諭の免許状を有する者は、児童指導員任用資格者となる者に追加されました。

【機能訓練担当職員について】

Q9 児童発達支援及び放課後等デイサービスについて、主として重症心身障害児を通わせる事業所に配置すべき機能訓練担当職員が、機能訓練を行わない時間帯は置かなくてよいこととなったが、機能訓練が必要な障害児がない場合、機能訓練担当職員を配置しなくてもよいのか。

A 重症心身障害児に対する機能訓練は、必要不可欠な支援であり、機能訓練が必要な障害児がないことは想定されていません。

なお、障害児の通所支援計画に応じて、適切に機能訓練担当職員を配置するものであり、機能訓練担当職員の確保が困難など事業所の都合により、障害児の通所支援計画が作成されないようにすること。

(平成30年度障害福祉サービス等報酬改定等に関するQ&A vol.1 問114)

【児童指導員・保育士について】

Q10 「P11 ④」に記載のある学部や学科以外を卒業した者でも、児童指導員として認められるか。

A 上記に記載されている学部・学科卒業以外でも、「社会福祉学・心理学・教育学・社会学」を専攻・専修もしくは当該コースを卒業している場合は、履修内容によっては認める場合がありますので、事前に当室までメール、FAX又は郵送にて、成績証明書等の詳細を確認できる書類を送付してください。

なお、当該課目を、履修や単位を取得しているだけでは認められませんので、ご注意ください。

Q11 認可外保育園での実務経験は、児童福祉事業に従事した期間として認められるか。

A 大阪府の取扱いに準じて、児童福祉法第6条の3に規定する「家庭的保育事業・事業所内保育事業・病児保育事業」に該当するものとして認めています。

Q12 保育資格証明書を有していれば、基準上の有資格者（保育士）として勤務できるか。

A 児童福祉法の改正により、「保育士」として勤務するためには保育士登録の手続きを行い、保育士証の交付を受けることが必要です。保育士証の交付までは「児童指導員」又は「その他の従業者」としての勤務となり、「保育士」としての勤務はできません。

※保育士登録から保育士証の交付までは相当期間（約2ヶ月程度）を要するので、ご注意ください。

指定保育士養成施設の卒業者であって「保育士登録済通知書」が交付されている場合は、当該通知書を保育士証に替えることができます。（ただし、当該通知書の有効期限日以降は保育士証の確認が必要です。）

【提出書類について】

Q13 本申請協議には、人員関係でどのような書類が必要か。

A 児童発達支援及び放課後等デイサービスの人員基準の見直しが行われ、有資格者の配置が必要になったため、吹田市では人員配置について、よりきめ細かく審査することとしております。指定申請書の提出時には、資格証明や研修の修了証明書のほか、基準上配置が必要な「管理者」「児童発達支援管理責任者」について、雇用契約書（労働条件通知書）の写しも必要としています。

<参考>

そのほか、社会保険及び労働保険への加入状況にかかる確認票（別紙1）の提出も求めています。

【配置について】

Q14 事前協議時には、従業員を確定しておく必要があるか。

- A 児童発達支援管理責任者については、資格要件（実務経験年数を満たし、かつ研修修了していること）が定められていますので、事前協議時に、資格要件を満たしているかどうか審査できるよう関係書類を揃えていただく必要があります。
- 事前協議の時点では、児童指導員又は保育士、運転手等については、必ずしも確定しておく必要はありません。採用予定や求人中であっても事前協議は可能ですが、人員配置を決めておく必要があります。

Q15 従業員は、開所時間（営業時間）に配置か、それとも、サービス提供時間に配置すればよいのか。

- A 大阪府の取扱いに準じて、営業時間の人員配置を必要としています。

Q16 居宅訪問型児童発達支援の職員は、兼務は可能か。

- A 保育所等訪問支援同様、同一人物が指定基準上必要となる職種すべて（訪問支援員、児童発達支援管理責任者、管理者）を一人で兼務することはできないが、それ以外の形態は可能である。
- 多機能型事業所において、例えば、児童発達支援に係る基準を超えて配置している職員が兼務したり、基準を超えない場合であっても、児童発達支援にかかるサービス提供時間外に訪問支援員を兼ねることは可能です。
- （平成30年度障害福祉サービス等報酬改定等に関するQ&A vol.1 問 100）

◎ 設備基準関係

Q1 定員10名の児童発達支援又は放課後等デイサービス事業を実施するにあたり、指導訓練室の広さが25㎡しかないが、認められるのか。

- A 指導訓練室の広さが25㎡の場合は指定することが可能です。
- ※就学前児童が通所する児童発達支援センターを目安に、指導訓練室の最低基準の床面積が障がい児1人当たり247㎡以上の確保をお願いしています。
- 厚生労働省が作成の「放課後等デイサービスガイドライン」の中でも同様の考え方（児童発達支援センターの基準を参考に適切なスペースを確保することが望ましい）が示されています。（「放課後等デイサービスガイドライン」P8を参照してください。）

Q2 指導訓練室について、廊下を挟んで2部屋の床面積が30㎡以上あるが、この場合認められるのか。

- A 基本的には、指導訓練室として1部屋に必要な広さを確保するのが望ましいが、2部屋に分かれていても一体的な指導訓練の実施が可能、障がい特性等を考慮し、小グループに分かれて指導訓練する等の理由により認める場合があります。但し、この場合は、以下の項目を満たす必要があるので注意してください。
- それぞれの部屋の延べ床面積を247㎡で割った人数までの利用でお願いしています。
 - 児童の安全面を考慮し、最低2名の人員基準にプラス1名の従業員の配置をお願いしています。
- ※2部屋に分かれていなくても、L字型など死角が生じる形状の場合は、最低2名の人員基準にプラス1名の従業員の配置をお願いしています。

Q3 指導訓練室以外で備えるべき設備は何か。

- A** 指導訓練室以外の設備として、下記の設備を備えることが望ましい。
- ・相談室 ⇒ 相談内容が他者に聞こえない等、プライバシー保護に配慮されていること。
(パーティションによる仕切りでも可)
 - ・事務室 ⇒ 必要な事務機器、鍵付書庫(ケース記録等保管)等を備えること。
(児童が容易に入ることができないようにゲート等を設けること。)
 - ・静養室 ⇒ 体調の悪い時や他者からの刺激を遮断するために、ベッドの設置や畳敷き等、休息・静養できる設備やスペースを設けること。(カーテンによる仕切りでも可)
 - ・手洗い設備 ⇒ 外から事業所への到着時に手洗いやうがいをしたり、おやつや食事前の手洗いのため、トイレ内の手洗いに加え、別に設置するのが望ましい。
 - ・トイレ ⇒ 事業所専用のトイレが望ましい。(他の施設と共用の場合、必ず付添が必要になり、訓練室の人員が少なくなるため、児童の支援に支障が生じる恐れがある。また、個数が少ないと利便性に支障が生じるため、共用ではなく専用のトイレを設置する方が望ましい)

Q4 事前協議時に建物(部屋)の賃貸借契約を締結しておく必要があるか。

- A** 必ずしも契約を締結しておく必要はありませんが、あらかじめ建物(部屋)を決めたうえで事前協議時には、面積(m²)の記載された平面図を提出してください。
審査の結果、設備基準や人員基準を満たしていないとして、予定している建物(部屋)が認められない場合があるので、使用予定でも可能です。
但し、指定申請時には賃貸借契約が締結されている必要があります。

Q5 その他、設備面の留意事項は何か。

- A** 指定申請書の書類審査後、放課後等デイサービスについては、現地確認を行います。
現地確認の対象外のサービスも、下記の項目について配慮のうえ、事故の未然防止に努めてください。
- ・可能な限り段差解消に努め、階段に手すり、転落防止柵、滑り止めを設けるなど配慮してください。
 - ・棚やパーティション、テレビなど転倒防止策を講じてください。
 - ・床、壁等を弾力のある材質で覆う等、けがを負わない予防措置を講じてください。
 - ・高層階の窓等に柵の設置や二重鍵を設置するなど、転落防止策を講じてください。
 - ・児童の飛び出し防止策(ドアチャイム・二重ロック等)を講じてください。
 - ・その他、利用児童が安全、かつ快適に過ごせる環境整備に努めてください。

◎ 運営基準関係

Q1 開所時間やサービス提供時間をどのように設定すればよいか。

- A** 開所時間やサービス提供時間は、事業者が、利用者ニーズや職員の就業時間等労働条件を参考にして、独自に設定できます。
なお、事業所の開所時間が、8時間を下回る場合、延長支援加算の算定ができません。開所時間(送迎に要する時間を含まない)が、4時間未満の場合(授業終了後に行う場合は除く)には、「開所時間減算」により、基本単位数の70%しか算定できません。また、4時間以上6時間未満の場合は、基本単位数の85%しか算定できませんので、この点も留意して設定してください。

Q2 指定日に事業を開始できるよう事前に利用児の募集や利用希望者との面接等を行ってもよいか。

- A** 指定申請書の書類審査終了後、指定を受けようとする事業者の責任において、「〇月〇日指定される予定」として、利用児の募集や利用希望者との面接等の実施は可能です。
ただし、指定要件を満たしていないことが判明した場合は、指定を受けることができません。この

点をあらかじめ了解したうえで、事業者の責任のもとに、募集等を行っても差し支えありません。

Q3 実施地域以外の市町村に在住の利用児を受け入れてよいか。

A 可能です。

なお、通常の実施地域の市町村に在住の利用児からの利用申し込みは、原則として拒否できません。
(提供拒否の禁止(基準省令第14条))

Q4 児童発達支援及び放課後等デイサービスにおいて、送迎加算以外に、送迎にかかる費用を通所給付決定保護者に負担させることは可能か。

A 送迎加算以外に、送迎にかかる費用を徴収することは、通常の実施地域の内外にかかわらず、認められません。

【根拠】 日常生活において通常必要となる費用であって、通所給付決定保護者に負担させることが適当と認められるものの具体的な範囲については、「障害児通所支援又は障害児入所支援における日常生活に要する費用の取り扱いについて」(平成24年3月30日 障発0330第31号)によるものとされているが、当該通知において送迎にかかる費用は示されていないため。

Q5 介護保険の通所介護(デイサービス)と放課後等デイサービスの時間を分けて提供することは共生型サービスになるのか。

A 共生型サービスは、多様な利用者に対して、共に活動することでリハビリや自立・自己実現に良い効果を生むといった面があることを踏まえ、同じ場所で同時に提供することを想定していることから、時間帯を分けて提供することはできません。

(平成30年度障害福祉サービス等報酬改定等に関するQ&A vol.1 問 105)

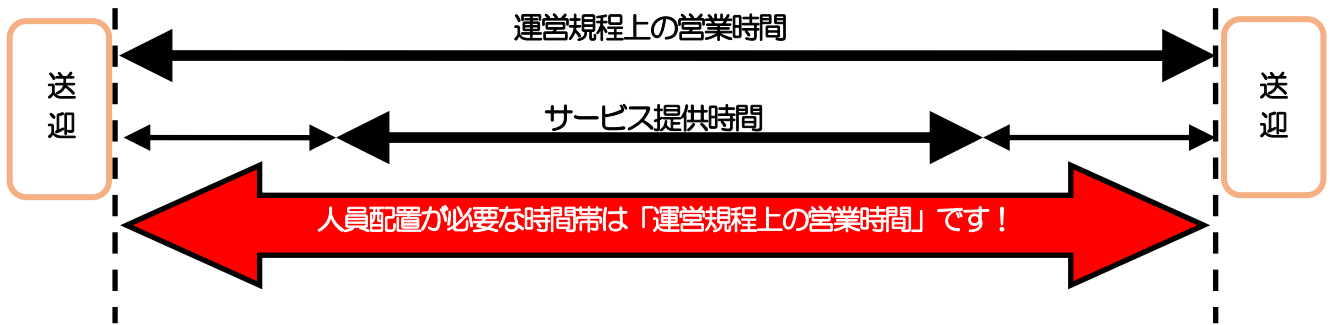
◎ 加算について

Q1 共生型サービス体制強化加算については、児童発達支援管理責任者や保育士又は児童指導員を加配した場合に算定できるのか。

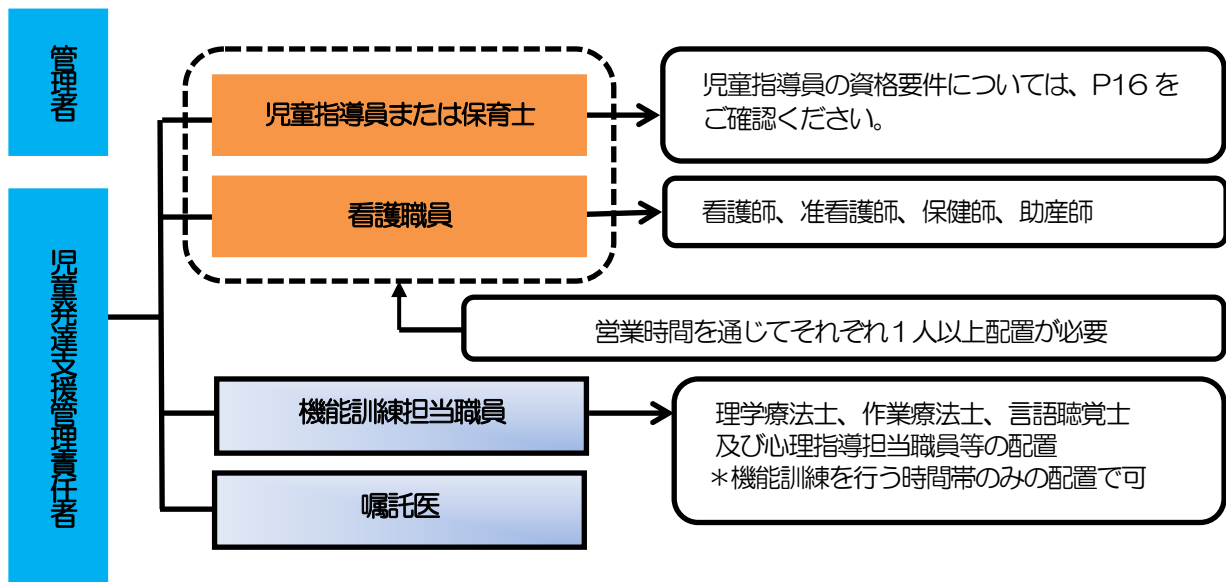
A 共生型サービス体制強化加算については、必ずしも児童発達支援責任者等を加配する必要はなく、通所介護(デイサービス)に必要な人員のうち、それぞれの資格要件を満たしている職員が配置されている場合に加算されます。

なお、保育士等であって児童発達支援管理責任者の資格要件も満たしている者については、通所報酬告示第1の1の注11(第3の1の注11)のロ(児童発達支援管理責任者を配置した場合)又はハ(保育士又は児童指導員を配置した場合)を算定するものであり、イ(児童発達支援管理責任者及び保育士又は児童指導員をそれぞれ1以上配置した場合)を算定するものではない。
(平成30年度障害福祉サービス等報酬改定等に関するQ&A vol.1 問 106)

1. 従業員の配置について

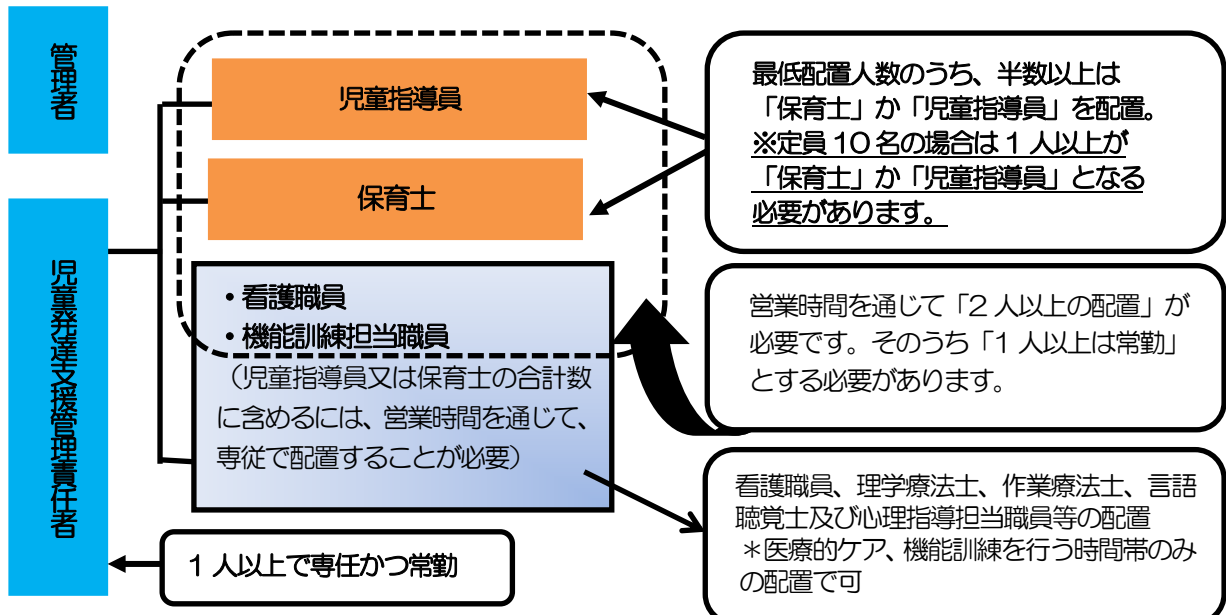


2. 人員配置基準（重症心身障がい児対象）



3. 人員配置基準（主に重症心身障がい児以外）

※定員10名の「児童発達支援」「放課後等デイサービス」の場合です。



営業時間8時間・週5日営業の場合

★従業者の人員配置について（児童・放デイ） 《例1》（対象：主に重心以外）

（下記の共通の条件：定員 10名、営業日：月～金、営業時間（サービス提供時間）：8時間

以下は、人員配置例を「従業員の勤務形態一覧表」に記載した場合の例示です。

（他の人員配置基準で必要な、管理者・児童発達支援管理責任者は記載を省略しています。）

A：常勤専従 B：常勤兼務
C：非常勤専従 D：非常勤兼務

例①（人員配置基準を満たす場合）

常勤 保育士 + 非常勤(4h) 児童指導員 + 非常勤(4h) 児童指導員

| 職種 | 勤務形態 | 月 | 火 | 水 | 木 | 金 | 土 | 日 | 週の勤務時間 | 月の勤務時間 |
|-------|------|---|---|---|---|---|---|---|--------|--------|
| 保育士 | A | 8 | 8 | 8 | 8 | 8 | — | — | 40 | 160 |
| 児童指導員 | C | 4 | 4 | 4 | 4 | 4 | — | — | 20 | 80 |
| 児童指導員 | C | 4 | 4 | 4 | 4 | 4 | — | — | 20 | 80 |

例②（人員配置基準を満たす場合）

常勤 児童指導員 + 非常勤(8h) 保育士 + 非常勤(8h) 保育士

| 職種 | 勤務形態 | 月 | 火 | 水 | 木 | 金 | 土 | 日 | 週の勤務時間 | 月の勤務時間 |
|-------|------|---|---|---|---|---|---|---|--------|--------|
| 児童指導員 | A | 8 | 8 | 8 | 8 | 8 | — | — | 40 | 160 |
| 保育士 | C | | 8 | | 8 | | — | — | 16 | 64 |
| 保育士 | C | 8 | | 8 | | 8 | — | — | 24 | 96 |

例③（人員配置基準を満たしていない場合）

常勤 その他の従業者 + 常勤 その他の従業者

| 職種 | 勤務形態 | 月 | 火 | 水 | 木 | 金 | 土 | 日 | 週の勤務時間 | 月の勤務時間 |
|---------|------|---|---|---|---|---|---|---|--------|--------|
| その他の従業者 | A | 8 | 8 | 8 | 8 | 8 | — | — | 40 | 160 |
| その他の従業者 | A | 8 | 8 | 8 | 8 | 8 | — | — | 40 | 160 |

「半数以上が児童指導員または保育士」という要件を満たしていません。

例④（人員配置基準を満たしていない場合）

非常勤(7h) 児童指導員 + 常勤 保育士

| 職種 | 勤務形態 | 月 | 火 | 水 | 木 | 金 | 土 | 日 | 週の勤務時間 | 月の勤務時間 |
|-------|------|---|---|---|---|---|---|---|--------|--------|
| 保育士 | A | 8 | 8 | 8 | 8 | 8 | — | — | 40 | 160 |
| 児童指導員 | C | 7 | 7 | 7 | 7 | 7 | — | — | 35 | 140 |

営業時間を通して2人配置できていません。

※児童発達支援・放課後等デイサービスの場合の人員配置基準（P19 抜粋）

児童指導員・保育士のうち、

営業時間を通して {
 ・常勤職員1名以上
 ・常勤・非常勤職員含めて2名以上
 ・最低配置人員の半数以上は「児童指導員または保育士」 } であること。

営業時間・サービス提供時間8時間・週6日営業の場合

★従業者の人員配置について（児発・放デイ） 《例2》

（下記の共通の条件：定員 10名、営業日：月～土、営業時間（サービス提供時間）：8時間

（対象：主に重心以外）

以下は、人員配置例を「従業員の勤務形態一覧表」に記載した場合の例示です。

（他の人員配置基準で必要な、管理者・児童発達支援管理責任者は記載を省略しています。）

A：常勤専従 B：常勤兼務
C：非常勤専従 D：非常勤兼務

例①（人員配置基準を満たす場合）

常勤 保育士 + 常勤 児童指導員 + 非常勤(8or4h) 児童指導員

| 職種 | 勤務形態 | 月 | 火 | 水 | 木 | 金 | 土 | 日 | 週の勤務時間 | 月の勤務時間 |
|-----------|------|---|---|---|---|---|---|---|--------|--------|
| 保育士 | A | | 8 | 8 | 8 | 8 | 8 | — | 40 | 160 |
| 児童指導員 (Z) | B | 8 | | 8 | 8 | 7 | 7 | — | 38 | 152 |
| 児童指導員 (Y) | C | 8 | 8 | | | 4 | 4 | — | 24 | 96 |
| 運転手 (Z) | B | | | | | 1 | 1 | — | 2 | 8 |

全営業日について、半数以上が児童指導員または保育士であり、営業時間を通じて2人以上必要な職員が配置されているため、人員配置基準を満たしています。（常勤職員も1人以上配置されている）

例②（人員配置基準を満たしていない）

常勤 児童指導員 + 非常勤 保育士 + 非常勤 保育士 + 非常勤 児童指導員

| 職種 | 勤務形態 | 月 | 火 | 水 | 木 | 金 | 土 | 日 | 週の勤務時間 | 月の勤務時間 |
|-------|------|---|---|---|---|---|---|---|--------|--------|
| 児童指導員 | A | 8 | 8 | | 8 | 8 | 8 | — | 40 | 160 |
| 保育士 | C | 8 | 8 | 2 | | | | — | 16 | 32 |
| 保育士 | C | | | 4 | | 8 | | — | 12 | 96 |
| 児童指導員 | C | | | 8 | 8 | | 8 | — | 24 | 96 |

全営業日について、半数以上が児童指導員または保育士であり、2人配置されていますが、水曜日のみ、営業時間に有資格者2名配置という基準を満たしていません。（水曜日について2時間有資格者の配置が足りていない。）

※児童発達支援・放課後等デイサービスの場合の人員配置基準（P14抜粋）

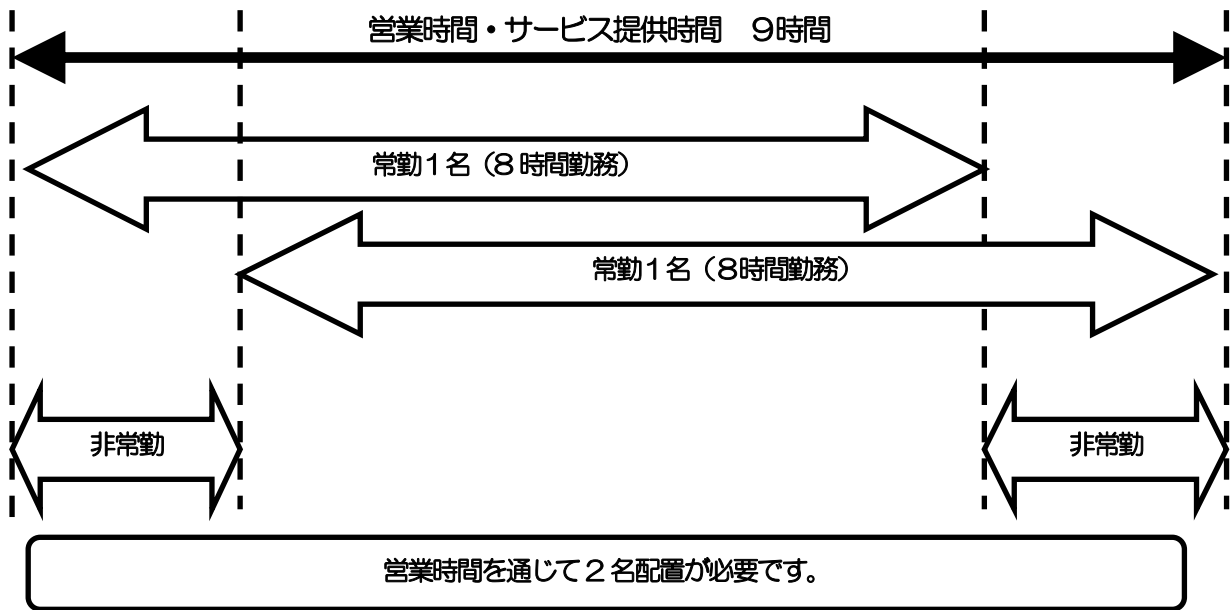
児童指導員・保育士のうち、

営業時間を通じて

- ・常勤職員1名以上
- ・常勤・非常勤職員含めて2名以上
- ・最低配置人員の半数以上は「児童指導員または保育士」

であること。

4. 営業時間・サービス提供時間が9時間の場合



5. 人員配置に関する加算

※ 次の加算はいずれも最低人員配置（サービス別にP14～18を参照）を満たしていることを前提として認められる加算となります。（児童発達支援・放課後等デイサービス）

① 児童指導員等加配加算

常時見守りが必要な障害児への支援や障害児の保護者に対する支援方法の指導を行う等支援の強化を図るために、通常求められる従業員の員数に加え、常勤換算で1以上の従業員を配置している場合に加算

② 専門的支援加算

通常求められる従業員の員数に加え、常勤換算で1以上の専門的で個別的な支援を行う専門職を配置している場合に加算

6. 最低基準を満たした上での常勤換算 1 名以上配置の計算方法

(下記の共通の条件：児童発達支援、定員 10 名、営業日：月～金、営業時間：8 時間 (対象：主に重心以外))

例1 児童指導員等加配体制を満たす場合

| | | 職種 | 勤務形態 | 月 | 火 | 水 | 木 | 金 | 土 | 日 | 週の勤務時間 | 月の勤務時間 |
|------|---|---------------------|------|---|---|---|---|---|---|---|--------|--------|
| 最低基準 | } | 管理者兼 児童発達支援管理責任者 | B | 8 | 8 | 8 | 8 | 8 | — | — | 40 | 160 |
| | | 保育士 | A | 8 | 8 | 8 | 8 | 8 | — | — | 40 | 160 |
| | | 児童指導員 | C | 8 | | 8 | | 8 | — | — | 24 | 96 |
| | | 児童指導員 | C | | 8 | | 8 | | — | — | 16 | 64 |
| 加配 | } | 児童指導員 | C | 4 | 8 | | 8 | 8 | — | — | 28 | 112 |
| | | その他の従業者 | C | | 8 | | 8 | | — | — | 16 | 64 |
| | | 運転手 | C | 2 | 2 | 2 | 2 | 2 | — | — | 10 | 40 |

- A：常勤専従
- B：常勤兼務
- C：非常勤専従
- D：非常勤兼務

$$4 + 16 + 0 + 16 + 8 = 44$$

最低人員配置基準以外で常勤（40 時間／週）換算で 1 名以上児童指導員等を配置しているため、児童指導員等加配体制の「その他の従業者」を算定できる。 ※週単位で加配を満たしている場合に算定可能

例2 児童指導員等加配体制及び専門的支援加算を満たす場合

| | | 職種 | 勤務形態 | 月 | 火 | 水 | 木 | 金 | 土 | 日 | 週の勤務時間 | 月の勤務時間 |
|------|---|---------------------|------|---|---|---|---|---|---|---|--------|--------|
| 最低基準 | } | 管理者兼 児童発達支援管理責任者 | B | 8 | 8 | 8 | 8 | 8 | — | — | 40 | 160 |
| | | 保育士 | A | 8 | 8 | 8 | 8 | 8 | — | — | 40 | 160 |
| | | 児童指導員 | C | 8 | | 8 | | 8 | — | — | 24 | 96 |
| | | 児童指導員 | C | | 8 | | 8 | | — | — | 16 | 64 |
| 加配 | } | 保育士 (経験 5 年以上) | B | 7 | 7 | 7 | 7 | 7 | — | — | 35 | 140 |
| | | 児童指導員 (経験 5 年以上) | C | 8 | 8 | 8 | | | — | — | 24 | 96 |
| | | 児童指導員 (経験 5 年以上) | C | 4 | 8 | | 8 | 8 | — | — | 28 | 112 |
| | | 運転手 | C | 2 | 2 | 2 | 2 | 2 | — | — | 10 | 40 |

- A：常勤専従
- B：常勤兼務
- C：非常勤専従
- D：非常勤兼務

$$19 + 23 + 15 + 15 + 15 = 87$$

最低人員配置基準以外で常勤（40 時間／週）換算で 2 名以上を配置しているため、児童指導員等加配体制及び専門的支援加算が算定可能です。ただし、この場合、保育士（専門職員）のみで 40 時間を満たしていないため児童指導員等加配体制加算及び専門的支援加算も「児童指導員等」の算定となります。 ※週単位で加配を満たしている場合に算定可能

7. 人員配置に関する加算の対象について

令和3年4月1日から人員基準の改正に伴い、加算の対象となる従業者が下記のとおり変更となっています。

(1) 児童指導員等（有資格者）配置加算

当該加算は廃止となりました。

(2) 児童指導員等加算加算

加算の対象となる従業者

| 加算職種区分 | 新 | 旧 |
|---------|--|--|
| 専門職員 | <ul style="list-style-type: none"> 理学療法士 ・ 作業療法士 ・ 言語聴覚士 保育士 大学で心理学を専修し卒業した者で、個人及び集団心理療法の技術を有する者 国立障害者リハビリテーションセンター学院の視覚障害学科を履修した者又はこれに準ずる視覚障害者の生活訓練を専門とする技術者養成研修修了者 | <p>— 令和3年報酬改定において変更なし</p> |
| 児童指導員等 | <ul style="list-style-type: none"> 児童指導員 手話通訳士 手話通訳者 その他の従業者で強度行動障害支援者養成研修※1（基礎研修）を修了した者 | <ul style="list-style-type: none"> 保育士 児童指導員 障害福祉サービス経験者又はその他の従業者で強度行動障害支援者養成研修（基礎研修）を修了した者 |
| その他の従業者 | <ul style="list-style-type: none"> その他の従業者 | <ul style="list-style-type: none"> 障害福祉サービス経験者 その他の従業者 |

※1 研修は、重度訪問介護従事者養成研修（基礎研修）と行動援護従事者養成研修も対象です。

(3) 福祉専門職員配置等加算

加算の対象となる従業者

| 加算 | 新 | 旧 |
|-----|--|---|
| I | <ul style="list-style-type: none"> 社会福祉士 介護福祉士 精神保健福祉士 公認心理師 左記の者で、 常勤の児童指導員 (保育士は含みません) | <ul style="list-style-type: none"> 指導員 児童指導員 精神保健福祉士 公認心理士 左記の者で、 常勤の児童指導員又は 障害福祉サービス経験者※A (保育士は含みません) |
| II | | |
| III | <ul style="list-style-type: none"> 児童指導員 保育士 | <ul style="list-style-type: none"> 児童指導員 保育士 障害福祉サービス経験者※A |

*基準上必要な従業者のみを対象としているため、「その他の従業者」は対象外となります。

*多機能型事業所の場合は、事業所全体で配置割合等の計算を行う必要があります。

(平成21年度障害福祉サービス報酬改定に係るQ&A (Vol.2) 問1-1)

※A 令和3年3月31日までに事業所指定を受けている事業者は、令和5年3月31日までの間、障害福祉サービス経験者も従来どおり加算の算定対象となる経過措置があります。

8. 報酬区分について

令和3年度報酬改定版

★児童発達支援（未就学児等支援区分）

| | |
|-----|---------------------------------------|
| 区分1 | 未就学児の延べ利用人数を全障がい児の延べ利用人数で除して得た数が70%以上 |
| 区分2 | 未就学児の延べ利用人数を全障がい児の延べ利用人数で除して得た数が70%未満 |
| 非該当 | 児童発達支援センター、主として重症心身障がい児を対象とする事業所 |

※ 児童発達支援における未就学児以外の児童とは、高校に進学していない、高校を中退した障がい児など、放課後等デイサービスの対象にならないため、児童発達支援を利用している児童等です。

算定方法：前年度（4月1日～翌年3月31日）の延べ利用人数により、全障がい児（児童発達支援を利用している児童のみ）に占める未就学児の割合を算出し、当該年度の報酬区分を算定する。

★放課後等デイサービス（障がい児状態等区分）

| | |
|-----|-----------------------|
| 区分1 | 授業終了後のサービス提供時間 3時間以上 |
| 区分2 | 授業終了後のサービス提供時間 3時間未満 |
| 非該当 | 主として重症心身障がい児を対象とする事業所 |

★医療的ケア区分（受給者証に印字）

| | |
|-----|---------------------|
| 区分3 | スコア表32点以上の障害児 |
| 区分2 | スコア表16点～31点の障害児 |
| 区分1 | スコア表3点～15点の障害児 |
| 非該当 | 医療的ケア区分1～3に該当しない障害児 |

※新設事業所（前年度における実績が1年未満の事業所）における取扱い

留意事項通知（児童福祉法に基づく指定通所支援及び指定該当通所支援に要する費用の額の算定に関する基準に関する基準等の制定に伴う実施上の留意事項について）どおりの取扱いをお願いします。

《新設から3月未満の間》

体制届提出までの在籍者数（契約者数）に占める指標該当児の割合で算定。

《新設から3月以上1年未満の間》

新設の時点から3月における延べ利用児童数により報酬区分を算定。

区分変更となる場合は、翌月15日までに変更届を提出し、翌々月のサービス提供分から算定。